

ものづくり・サービス革新アワード2019要領

第1条 目的

地域中小企業の模範となるような『生産性の向上』・『新たな製品開発や新サービスの創出』など、地域経済への波及効果が高い中小事業者の優れた取り組みを表彰し、多くの中小企業が参考にすることで、取り組みの普及を図り中小企業の発展ひいては地域産業の振興・活性化を喚起、促進することを目的とする。

第2条 対象者と表彰内容

(1)この事業のエントリー対象者（以下「事業者」という。）は、下記の通りとする。

- ①室蘭工業大学などの外部機関と連携し、新製品開発・新サービス創出、人材育成や生産性の向上などを実施する中小事業者。
- ②『ものづくり補助金』や『IT導入補助金』等の補助金に応募し（もしくは応募予定）、生産性の向上、新製品の開発・新サービスの創出を実施する中小事業者。
- ③その他、上記に準ずる取り組みを実施する中小事業者。

(2)表彰名と賞金額は、下記の通りとする

下記の賞を選定し表彰する。なお、賞金額はそれぞれ最大300千円とする。賞を受賞するのに相応しい事業が無かった場合は、「該当なし」とする。なお、賞金については、採択者から指定された口座への振込とする。

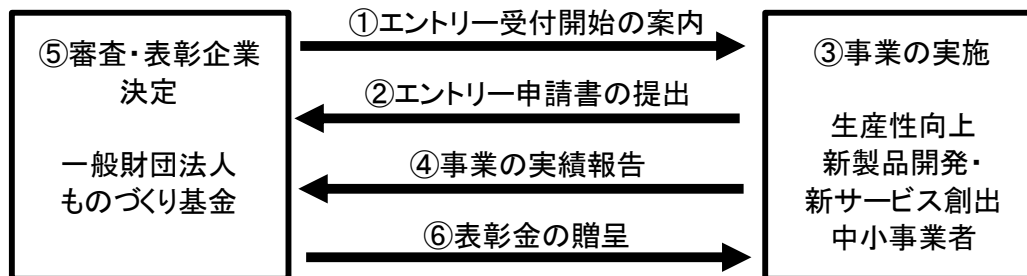
ものづくり・サービス革新大賞2019	大学などの外部機関と連携し、新製品・新商品・新サービス・人材育成・生産性向上などに取り組み、成果を上げた事業
イノベーション推進賞2019	生産性等を向上するための取り組みをし、成果を上げた事業
ベストアワード賞2019	自社の特性を活かした新製品の開発・新サービスを創出し、成果を上げた事業

第3条 事業者の必須要件

エントリーする事業者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1)北海道胆振・石狩管内に所在する中小事業者であること。
- (2)表彰対象者の取り組み内容について、ホームページなどで情報が公開されること。
- (3)事業者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会的団体又は勢力でないこと。
- (4)当該事業申請日、又は表彰決定日の時点で破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

第4条 事業スキーム及びフロー図



第5条 事業実施期間

エントリー期間	: 3~4ヶ月程度
事業実施期間	: エントリー終了から3ヶ月程度
審査期間	: 事業期間終了から2~3ヶ月程度
表彰	: 審査終了後に実施



第6条 エントリー申請方法

下記書類を受付相談窓口へ提出すること。尚、エントリー受付後、ものづくり基金よりエントリー受付通知書（様式第2号）にて通知する。

- ・ものづくり・サービス革新アワードエントリーシート（様式第1号）
- ・エントリー事業に合わせて公的補助金等を申請している場合は、申請書の写し
- ・事業者の商業登記簿謄本
- ・事業者のパンフレット（ホームページの印刷でも可）

第7条 実績報告方法

事業が完了した後に、下記書類を受付相談窓口へ提出すること。

- ・ものづくり・サービス革新アワード実績報告書（様式第3号）

第8条 審査と採択通知書について

- ・実績報告書類の正式受理後、ご提出いただいた書類に基づき、下記のポイントについて審査する。
- ・ものづくり基金の運営に参画する一部の機関から数名審査委員を選出し、審査会において表彰企業を決定する。
- ・審査結果の通知は、表彰企業の決定後、速やかにものづくり基金から受賞決定通知書（様式第4号）にて通知する。
- ・審査結果の内容についての問い合わせには応じかねる。
- ・採択された事業内容は、ものづくり基金ホームページにて公表する。

<審査ポイント>

①	実施した事業の内容	①実施した事業になぜ取り組む必要があったのか ②どのような取り組みを実施したか ③特徴的な取り組みであったか
②	実施した事業の効果・地域への波及効果	①実施した事業から、自社にどのような効果があったか ②公表することで、地域中小企業の取り組みの普及を図り地域経済への効果があるか
③	地域連携における取組内容	①室蘭工業大学や室蘭テクノセンターなどの外部機関と連携した取り組みであり、各機関の専門性が活かされた内容であるか

第9条 表彰の取り消し及び返還

不正な手段にて賞金の交付を受ける場合等、対象事業として不相当と認められる場合は、表彰決定を取り消し、また既に賞金が交付済みである場合については返還を求めることが出来る。

第10条 個人情報の取り扱いについて

申請された個人情報について当基金に関連する活動以外には一切使用しない。なお、申請者の団体名・事業名等の情報につきましては、当基金ホームページや新聞紙上への掲載等に利用する。

第11条 その他

- ・申請等に使用する代表者印は統一する。（シャチハタや認印等は不可）
- ・申請や報告の際に要する経費は全て申請者の負担とする。
- ・知的財産権等その他の権利侵害などに関する問題が発生した場合、ものづくり基金は一切関知しない。
- ・この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定めることが可能とする。

第12条 受付相談窓口

書類の提出や手続きについての問い合わせ等がある場合は、下記の受付相談窓口まで連絡すること。

一般財団法人 ものづくり基金 事務局（室蘭信用金庫 お客様支援部）
〒050-0083 室蘭市東町2丁目24-13（室蘭信用金庫内）
TEL：0143-44-3355 FAX：0143-44-3571
MAIL：muroran-monodzukuri@muroshin.co.jp